

【14】

テーマ「仲間づくり」

タイトル ある保護者会の出来事「あなたはどう考えますか？」

【学習のポイント】

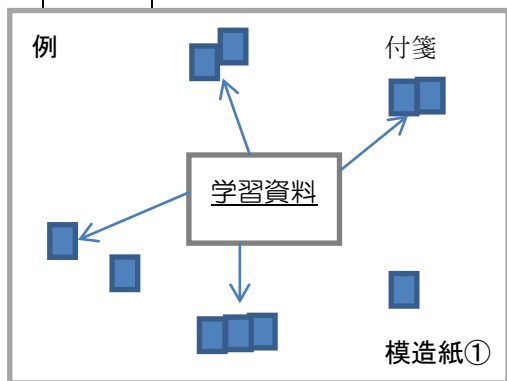
- 身近な事例を通して「いじめとは何か」を理解する。
- いじめは、どんな理由があっても許されない行為であることを確認する。
- いじめの問題が生じたときは、学校、家庭、地域が連携して対処することが重要であることを理解する。

【キーワード】

- 「いじめ」しない・させない・見逃さない集団づくり
- 子どもたちの仲間づくりのための大人の関わり方と子どもたちの周りの大人の仲間づくり

【すすめ方（90分）】

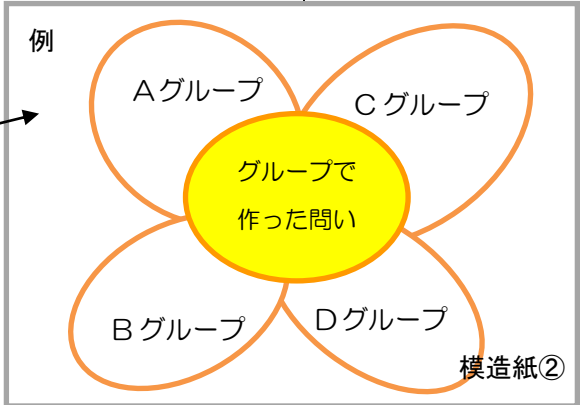
流れ	分	主な活動	主な発問	留意点
導入	5 10	1 本研修会のねらいや進め方の確認 ・話合いのルールについて確認する。 2 アイスブレイク ・グループごとに自己紹介をする。	■ 本研修会のねらいや進め方について説明する。 ・真面目な雑談 ・「参加・尊重・守秘」を確認 ■ 自己紹介をしましょう。 ・名前（愛称でもよい） ・子どもの学年 ・自分がもらった忘れられないとおきの言葉	◆ 事前にグループ編成を行っておくと良い。 ◆ 「みつばちワクワクカフェ」についても簡単に説明する。 ◆ 話す人、聞く人の様子を見て回る。
展開1	20 (10)	3 学習の流れを確かめグループでの作業 ・学習資料について、気になることを洗い出す。	■ これから【学習資料】を読みます。学習資料の内容で気になったところはありますか。 ・個人で考えて、気になった所に下線を引きましょう。(個人用の学習資料) ・気になった理由を1枚の付箋に1つずつ書きましょう。 ・グループになって順番に気になった部分に下線を引き、理由を説明しながら書いた付箋を学習資料の周りに貼りましょう。(模造紙①) ・気になったところが重なっている場合も色を変えて下線を引いてください。 ・同じような内容については、まとめておきましょう。	◆ 個人用の「学習資料」を配布する ◆ ファシリテーターが「学習資料」を読む。 ◆ A3版「学習資料」を中央に貼った模造紙①を各グループに配布する。



	(8)	<ul style="list-style-type: none"> 他のグループに意見を聞いてみたい「問い」を1つ立てる。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問いの例： 「人の嫌がることをしたらいじめられても仕方がないのでしょうか」</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 他のグループに聞いてみたいことを考えましょう。 ※合意形成を図り、問いを立てる グループで出された意見を踏まえて、他のグループに意見を聞いてみたいことを1つだけ模造紙②に書きましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆模造紙②を各グループに配布する。 ◆模造紙②の中央にグループで考えた問いを書き、円形に囲む。 ◆問いを立てる際に、グループの意見として採用されないものもあるが、すべて大切な意見であることを伝える。
展開2	1 2	4	みつばちワクワクカフェ	
<p>【活動の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① みつばち役になる順番を決める ② みつばち役はワークシートを持って他のグループに移動し問いを説明し、話し合いで出された意見をワークシートの余白に書き込んでもらう ③ みつばち役がグループに戻り、もらった意見を報告する ④ みつばち役を交代し②③を繰り返す (グループ数・進行具合に応じてセット数を決める) ⑤ 終了後、他のグループのワークシートを見てまわり、なるほどと思う意見に「いいねシール」を貼る 				
	(11)	<p>第1セット</p> <ul style="list-style-type: none"> みつばちとして飛んできた人の問いに対して、意見を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> みつばちワクワクカフェ、第1セットをしましょう。 みつばち役は模造紙を持って他のグループに出かけましょう。模造紙の問いに対して意見をもらい、問いの周りが出てきた意見を書き込んでもらいましょう。時間になったら、書き込んだ意見を1枚の花びらになるように囲みましょう。 みつばちは自分のグループに戻って、もらった意見を共有しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆みつばちの負担にならないように、他グループのメンバーが模造紙に意見を書き込む。 ◆みつばち役は短時間で情報共有ができるように努める。
	(1)	<ul style="list-style-type: none"> みつばちは自グループを持ち帰り、意見を共有する。 		
	1 2	5	みつばちワクワクカフェ 第2セット(1 1分+1分)	<ul style="list-style-type: none"> ・みつばち役を交代しながら繰り返す ・意見の出具合を見ながら、時間を調整する
	1 0	6	みつばちワクワクカフェ 第3セット(9分+1分)	

展開3	10	<p>8 ギャラリーウォーク</p> <ul style="list-style-type: none"> 他のグループを見て回る。 	<p>■ギャラリーウォークをしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他のグループの問いや問いに対する意見を見て回りましょう。 「なるほど」と思う意見には、「いいねシール」を貼りましょう。 元のグループに戻り、情報収集をもとに「私たちに出来ること」を話し合い、模造紙に記入する。 	<p>◆シールを配布する。 (1人3～5枚)</p>
まとめ	11	<p>9 ファシリテーターのまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考資料の紹介 <p>資料1 人権侵犯に関するデータ</p> <p>資料2 いじめの定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめ」をしない、させない、見逃さないために <p>10 アンケートの記入をする。</p>	<p>■最後に今日の研修のまとめをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本における人権侵犯事件(新規)は年間約2万件発生している。そのうち、学校におけるいじめ事案は20%弱。6年連続して3千件を超えており、依然として憂慮すべき状況である。 いじめの定義については、いくつかの変遷がある。いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度より現在の定義となっている。 いじめは、どんな理由があっても許される行為ではない。 いじめは人権侵害であり、犯罪である。 いじめの問題が生じたときは、その程度や軽重に関わらず、学校、家庭、地域が連携して対処することが重要である。 	<p>◆参考資料として、 資料1、資料2を配布する。</p> <p>◆時間、参加者の反応を見ながら資料の紹介をする。</p> <p>◆グループの誰かが、自分の感想を発表してもよい。</p> <p>◆いじめを許さない集団づくりに向けて、保護者の意識向上と行動化を促すような声掛けを行う。</p>

- ・話し合いで出された意見を書き込んでいく
- ・話し合いが終わったら、自グループの名を書き、花びら状に囲む
- ・最終セットが終わった時に、花が完成するようにする。



〔参考資料〕

資料1：平成28年における「人権侵犯事件」の状況について〈概要〉（法務省）

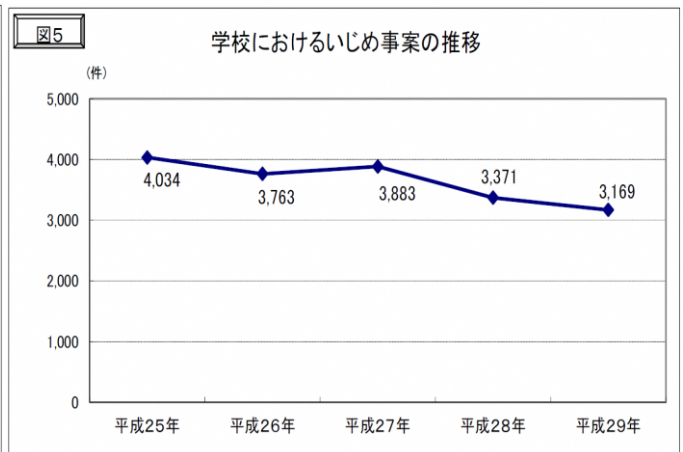
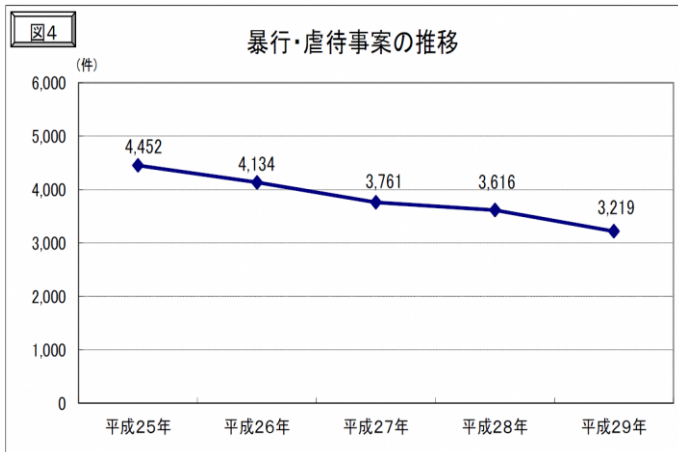
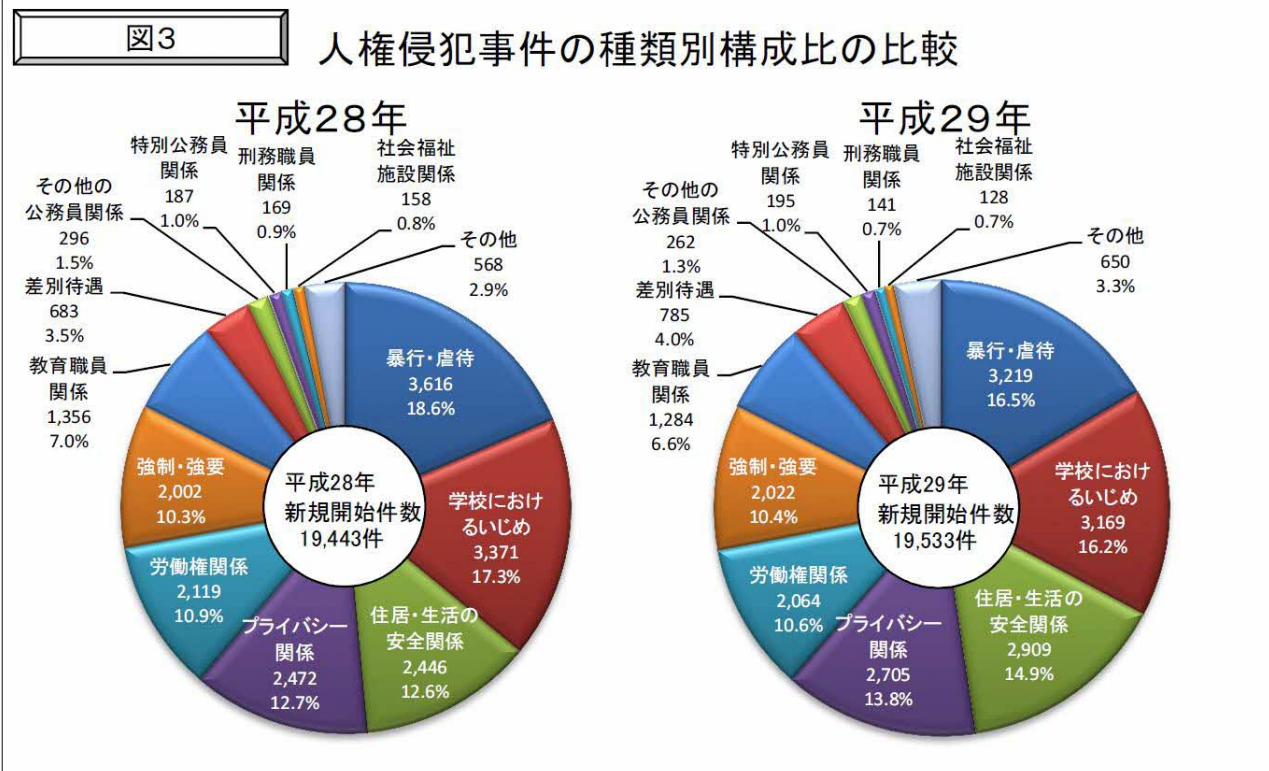
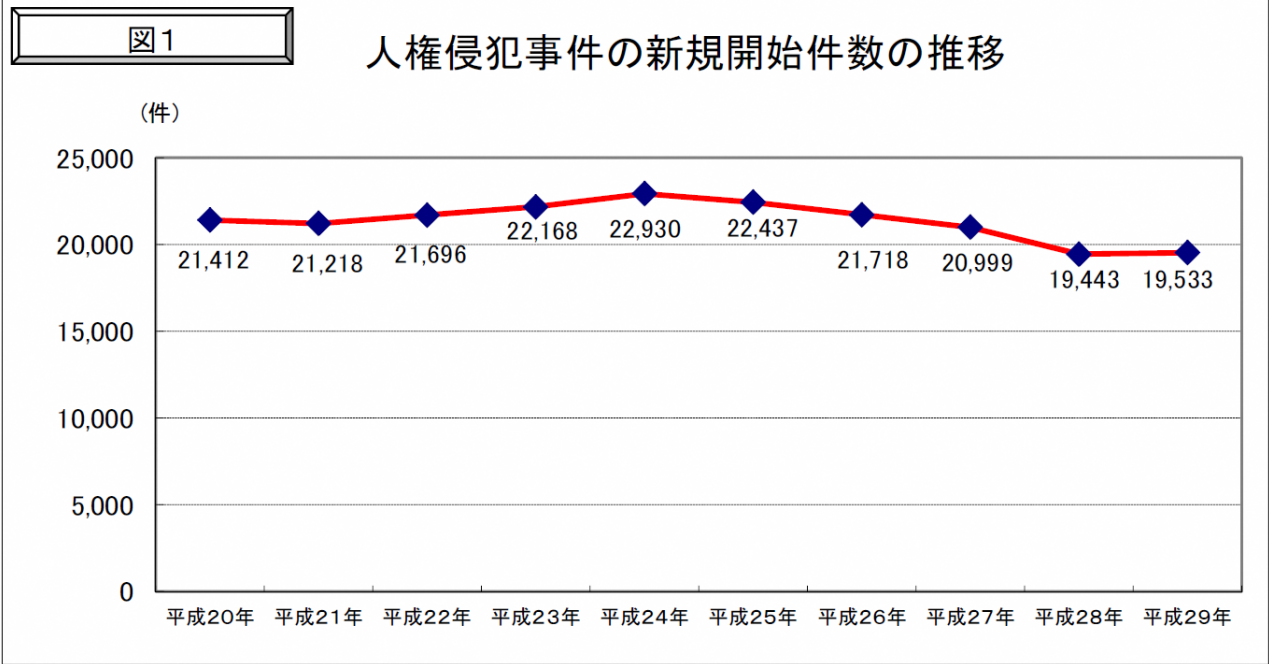
資料2：いじめの問題に対する施策より（文部科学省）

【学習資料】

【事例】

学校であった“いじめ”について、先日、保護者の話合いがありました。
欠席者が多く、発言したのはいつもの一部の保護者でした。
発言の概要は

- Aさん「こんなに大げさに言っているが、そもそも今回の件は〈いじめ〉じゃないよね？
少し、みんなで〈ふざけた〉だけのように思える」
- Bさん「『いじめられた子が人の嫌がる事をしなければ、誰も避けたり仲間外れにしたり
しないよ』とうちの子がっていました。でも、なんかすっきりしません」
- Cさん「何もないのに、だれも〈いじめ〉はしない。いじめられた子にも、何か問題や
原因があったのではないですか」
- Dさん「いじめを受けた生徒の気持ちを考える事が大事だと思う」
- Eさん「いじめた子といじめられた子の親同士で考えてもらったら？私たちには、関係ないし
……」



いじめの定義の変遷

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加

【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）